

大阪府内の成長特区（下記の対象区域）に進出し、成長産業事業計画（※）の認定を受け、新エネルギーやライフサイエンスに関する事業を行った場合、地方税を軽減します！

※事業計画の提出期限：令和3年3月末



**府税
最大
ゼロ**

不動産取得税 ⇒ 最大で100%軽減！大規模投資ほど有効！
法人府民税・法人事業税 ⇒ 最長で10年間続く軽減措置！
※地元市町村の税軽減（固定資産税等）や補助金等の優遇制度と連携

対象区域

北大阪地区（彩都西部地区、国立循環器病研究センター、大阪国際がんセンター、大阪大学吹田キャンパス、大阪府立大学なかもずキャンパス、京都大学複合原子力科学研究所、東芝町など）、夢洲・咲洲地区及び阪神港地区、大阪駅周辺地区、関西国際空港地区、北大阪健康医療都市（健都）区域、（仮称）未来医療国際拠点区域

（新たな区域の追加については、市町村からの申請に基づき、府が指定）

対象事業

新エネルギー分野

- 環境配慮型自動車関連
- スマートコミュニティ
- 省エネ機器
- 太陽光・風力
- 蓄電池関連
- 水素関連

ライフサイエンス分野

- 医薬品・医療機器
- 治験・臨床研究
- 医療情報システム
- 健康関連
- 再生医療等
- 医療・介護ロボット
- 医療施設・整備

それらを支援する事業【国際貨物（船舶・航空）、MICE】